

# 「官から民への転換」を目指す高等教育改革

## － 私立大学の一層の活性化のために －

平成18年3月

社団法人日本私立大学連盟  
経 営 委 員 会



# 目 次

はじめに .....	1
. 「学校法人（私立大学法人）」の積極的な位置づけ - 高等教育における“官から民へ”の徹底 .....	3
1 . 学校法人（私立大学法人）の法的位置づけ .....	4
2 . 学校法人とその他の法人（国立大学法人、営利法人〔株式会社等〕）との違い .....	5
. より実効性の高い私立大学改革実現に向けた規制等の改革（対文部科学省） .....	7
1 . 新たな学位・分野の学部・学科、研究科設置の準則主義に基づく届出化 .....	7
2 . 「大学設置基準」及び「審査基準」等にかかる規制改革等 .....	8
( 1 ) 夜間大学院留学生受け入れ事業の一般化 .....	8
( 2 ) 専門職大学院にかかる専任教員規定の改正 .....	8
( 3 ) 小学校教員養成制度の改革 .....	9
( 4 ) 初等・中等教育機関における教員の専門的職業能力の高度化 .....	9
( 5 ) 高等教育機関における教員の専門的職業能力の高度化 .....	10
( 6 ) 「標準設置経費」及び「標準経常経費」における包括的数量・金額規制の緩和 .....	10
( 7 ) 校地・校舎の面積規制及び自己所有原則の緩和ないし廃止 .....	11
( 8 ) 収容定員に対する専任教員数の基準改正 .....	11
( 9 ) 非常勤講師（有期雇用教員）に対する単純労働者適用法令の機械的適用の排除 .....	12
3 . 税財政改革 .....	13
( 1 ) 私立大学法人（学校法人）にかかる寄附税制の拡充 .....	13
( 2 ) 学校債の市場流通性の確保と保有者の受取利息の免税措置 .....	14
( 3 ) 教育費にかかる所得控除制度の創設等 .....	15
( 4 ) 育英奨学事業にかかる国私間格差の是正 .....	15

．教育研究のさらなる発展に向けたファンディング・システムの構築	17
1．ファンディング・システム構築のための必要条件	18
2．ファンディング・システム構築に当たっての留意点	21
．学校法人（私立大学法人）が当面取り組むべき課題	22
1．大学間協力・連携のあり方	22
2．私立大学版「環境報告書」作成の意義	24
【別紙】 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 国土交通省、環境省告示第一号「環境報告書の記載事項等」	26
基礎データ	27
用語解説	31

## はじめに

古来より、「教育は国家百年の計」、「国の大本は教育にあり」といわれてきた。今こそ政府は、教育・研究力を高めることの重要性、教育・研究力こそが国力の源であり、礎であることを再認識し、そのための各種政策を積極的に打ち出していく必要がある。

それにもかかわらず、わが国の教育に対する公財政支出の対GDP比率は、他の主要先進国、OECD加盟30ヶ国との比較においても極めて低い水準にとどまっている。高等教育（大学、短期大学及び高等専門学校）に対するわが国の公財政支出の対GDP比率は、日本を除く主要先進5ヶ国（アメリカ、イギリス、イタリア、ドイツ、フランス）平均のわずか42%弱、計数が不明のカナダ、ルクセンブルグを除くOECD加盟28ヶ国中27位という低水準にある。国立大学法人と高等教育全体の約8割を担う私立大学法人（学校法人）との間の学生一人当たりの国費負担格差は16倍強にも上っている。しかも私立大学学生の家計支持者は、高い学費負担とともに、納税者として国立大学法人への国庫支出金を過度に負担させられるという二重の差別を受けていると言ふべきである。この事実は、高等教育を安上がり、かつ重い受益者負担によって推進しようとするものであり、わが国の人材養成を危うくし国際競争力を減退させるものである。

天然資源に乏しく、「人力」が唯一の資源であるわが国にあって、国力を維持・向上させていくためには、一人ひとりの人力に負う割合が極めて高く、少子高齢社会の只中にあってはなおのことである。教育の充実、人力の向上なくしては、国力は衰退の一途をたどり、その意味では、教育のための公財政支出の充実は国の責務である。

政府は、わが国における教育に対する公財政支出の低位性を見直し、高等教育にかかる国私間の公財政支出の格差を是正することこそが、国家の浮沈をかけた喫緊の至上命題であることを今一度認識し、早急に対応方策を講ずるべきである。

今、わが国と世界は、不透明で予測困難な、非連続的で複雑な時代を迎えている。こうした時代に最も必要とされるのは「多様な人材」「多様なスキル」を生み出す「多様性」である。

私立大学法人（学校法人）は、それぞれの建学の精神を掲げ、自助努力によって多様な人材を育み、新しく多様な価値を創造してきた。そして今や私立大学法人（学校法人）は、わが国の大学数、学生数の両面において、約8割を占めており、極めて重要な役割を果たすに至っている。今後の不確実な時代にあっても、新しく多様な価値の創造と活力にあふれた多様な人材の育成は、「多様性」の源泉である私立大学の活性化なくしては実現し得ない。

一方、私立大学法人（学校法人）を取り巻く諸環境を顧みると、国立大学の法人化、公立大学の法人制度の創設に伴い、国公私立大学法人が競争的環境の下で並列して存在するというまったく新たな時代に突入した。新しい時代においては、個々の私立大学が一層の創意工夫に基づく改革を実践し、教育研究の高度化、経営・財務の安

定化を図っていく必要がある。各私立大学法人（学校法人）がそうした多様な戦略を打ち出していくためには、公正・有効な競争条件の整備が必要不可欠である。そして真の公正・有効な競争条件の整備に当たっては、大学改革を阻害する各種規制等のさらなる改革、私立大学法人（学校法人）と国立大学法人とのあらゆる面でのイコール・フットイングが実現されなければならない。

「官から民へ」「民にできることは民に」というスローガンのもと、推進されているわが国の構造改革は、郵政事業の民営化に代表されるように、同一市場に官民が並存することが市場の活力を奪うとの認識のもと、イコール・フットイングによる公正・有効な競争条件の下での活発な競争の創出、持続可能な業界構造の出現を意図したものとされている。しかしながら、こと現在の教育行政にあっては、国立大学が法人化されたとはいえ、私立大学法人（学校法人）と国立大学法人間の広範に内在する制度的・構造的・財政的な格差（差別）は依然として放置されたままにある。「官から民へ」「民にできることは民に」という時代の潮流から置き去りにされ、国私間の厳然たる格差（差別）が放置され続けられれば、高等教育全体を覆う強い停滞感や閉塞感へとつながり、わが国が目指している「教育立国」や「科学技術創造立国」の実現はおよそ不可能となりかねない。

私立大学法人（学校法人）が、わが国の大学数、学生数の両面において約 8 割を占めるに至った事実を見ても、今後の高等教育を担う中心主体が私立大学法人（学校法人）であることは明らかである。わが国が欧米諸国へのキャッチアップを目指す時代が過ぎ去った今、「多様性」の源泉として、自助努力によって高等教育を支え続けてきた私立大学法人（学校法人）こそが、名実ともに高等教育の中心主体となるべきであり、国立大学法人の役割・存在意義が改めて問い直されるべき時機にある。現に中央教育審議会においてだけでなく、日本国憲法や教育基本法の改正論議、第 3 期科学技術基本計画にかかる科学技術・学術審議会における検討においても、私立大学法人（学校法人）の重要性は等しく認識されているところであり、今や国立大学法人という「官」は、多様性や創造性の源泉である私立大学法人（学校法人）という「民」の補完的な役割に徹するべきであるとの新たな認識を持つべき時代に至っている。

今後、上記の通り、「官から民へ」の視点に立った教育行政改革の早急な実現が求められるが、もとよりその実現に当たっては、教育事業の持つ公共性・公益性が維持されなければならない。極めて公共性・公益性の高い教育事業にあっては、決して「非営利を目的とする官から営利を目的とする民へ」という単純な図式はとるべきではない。

本報告では、教育事業が有する公共性・公益性とそれを担う私立大学法人（学校法人）の位置づけを明らかにしたうえで、そうした私立大学法人（学校法人）が進めていく自己改革をより実効性の高いものへとしていくためのさらなる規制改革の推進、教育研究の一層の発展のための政府のかかわり方、さらには私立大学法人（学校法人）が高等教育の中心主体として担い続けていくに恥じない責任と果たすべき役割について、以下に提案する。

## ・「学校法人（私立大学法人）」の積極的な位置づけ

### － 高等教育における“官から民へ”の徹底

わが国の私立大学法人（学校法人）の源は、江戸時代に各藩校及び徳川幕府を担う人材の養成機関として、士族分以上の身分を対象に設置された各藩校及び昌平黌に対し、庶民階級からの教育に対する強い願いに答える形で誕生し、簇生した私塾である。さらに、明治維新後のわが国において、民間の有志が各種分野にわたる専門塾を設置し、民間の向学の士を自由に教育し、官学に欠けている語学や普通学、専門学を伝授すべく、相次いで創設された私塾的専門学校こそが今日の礎である。

私立大学法人（学校法人）は、そうした私人の寄附財産等により自発的に設立された財団法人にその端を発するものであることから明らかな通り、その運営を自律的に行うための「自主性」が重んじられてきた。その一方で、国家及び国民からの負託を受け、国力の源泉であり、礎となる教育（研究）事業を担い続けてきた点においては、国公立大学法人と何ら変わるところのない、極めて高い「公共性・公益性」を有する機関である。現在の私立大学法人（学校法人）は、極めて「公共性・公益性」の高い教育（研究）事業が、「官の支配を受けず」「民の智慧に基づき」「多様性に富んだ」ものとして実現されるよう、民法に定める非営利の「財団法人」に代わるものとして創設された「学校法人」という特別の法人制度の下に存在しているのである。

私立大学法人（学校法人）の設置に際しては、教員組織、校地、校舎等の施設、設備、その他の教育上の諸条件を具備することとされている。法令上も、その公共性・公益性を担保する条件として、学校法人制度の創設、必要な資産の保有、役員構成、解散の際の残余財産の帰属、理事会や評議員会等の必置等が明示され、私立学校法に規定された審査、報告、勧告や収益事業の停止命令、学校法人解散命令などの「監督」を受けるとともに、同法に規定された「認可」を受けるとされている。また、私立学校振興助成法の適用を受ける私立大学法人（学校法人）にあつては、その公共性を一層高め、適正な会計処理を行うよう、学校法人会計基準（昭和46（1971）年文部省令第18号）に基づき会計処理を行うこと、さらに私立学校法では、私立大学法人（学校法人）にあつては、毎年、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、かつ、これらの書類及び監査報告書を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供することが義務づけられている。

こうした歴史的経緯のもと、「民による公共性・公益性を有する機関」として存在している私立大学法人（学校法人）が、その公共性・公益性を持続的に担保するための最低限の諸条件を満たすことを前提として、その自主性に基づいた創意工夫を重ねることを可能とするような国立大学法人とのイコール・フットィングの実現

が不可欠である。

その一方で、私立大学法人（学校法人）関係者は、「大学は社会においていかなる存在であるべきか」「その社会的、公共的な存在としての使命と責任とは何か」を常に自らに問いかけながら、学校教育法に定める「学術の中心として広く知識を授ける」とともに、「深く専門の学芸の教授研究」「知的、道徳的及び応用的能力の展開」を展開し続けていくために、大学としていかなる教育研究活動を展開していくべきかを常に肝に銘じ、社会からの負託に応え続けていくための教育研究活動の一層の推進を図っていく必要がある。また、自らの公共性・公益性に則した教学、研究、経営、社会貢献等にかかわる情報を積極的に開示し、説明責任を果たすとともに、適切な評価制度に基づいた評価を積極的に受け、その結果を踏まえた改革、改善を進めていかなければならないことを再認識する必要がある。

## 1．学校法人（私立大学法人）の法的位置づけ

私立大学法人（学校法人）の「自主性」並びに「公共性・公益性」を裏づけ、担保すべく、教育基本法をはじめとする関係法律には要約すると以下のように定められている。

法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる（教育基本法第6条）。

学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる（学校教育法第2条）。

この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性・公益性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする（私立学校法第1条）。

この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう（私立学校法第3条）。

日本国憲法第26条（教育を受ける権利、教育の義務）は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」としている。この規定は「教育の機会均等」を定めるとともに学校教育や社会教育を充実させるべき国や地方公共団体の責務を宣言する規定とも解されている。

そして、前述したように、教育基本法では、学校の法的性格を明示し、学校の設置主体を国、地方公共団体及び法律に定める法人（学校法人）に限定し、学校教育法では、私立学校の設置者については、資産等の面でそれを担保すべく、「法律に定める法人」と定めている。

そのうえで、私立学校法において、私立学校が国公立学校と同等の権能及び責任をもって公教育を担うべきものであることを前提として、国民の事業としての公教育の一端を担うものであるとする理念を示していると解されている。



## 2. 学校法人とその他の法人（国立大学法人、営利法人〔株式会社等〕）との違い

上記1. で述べた通り、私立大学法人（学校法人）は、憲法第26条の精神に則り、その実現を図るべく、教育に関する準「憲法」的性格を有する教育基本法、さらには学校教育法に定める 国力の源泉であり、礎である教育は、公の性質を有する学校が行うべきものである、 学校の設置者は、教育の本来の主体である国のほか、その国からの負託を受けた地方公共団体と学校法人のみが資格を有する、 学校法人は、国民の事業としての公教育の一端を担うために私立学校を設置するとの崇高な基本理念を具現化すべく、私立学校法によって定義づけられた法人であるといえる。

また、教育基本法では、第10条（教育行政）第1項において「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」、同条第2項「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と定められている。これは、教育行政については、教育が権力的国家統制下に置かれることのないよう、教育行政権という公権力による教育内容への不当な介入を禁じつつ、そうした「自覚のもとに」教育行政が遂行すべき任務を定めたものといえる。教育活動の自主性、教育内容に関する教育権能の独立性を認める規定であるといえよう。

こうした法体系の下に私立大学法人（学校法人）があえて設置されているのは、国立大学法人法という法律により、「国の意思」により設置される国立大学法人とは別に、「官の支配を受けず」「民の知恵に基づき」「多様性に富んだ」教育研究事業を展開するための「民による公共性・公益性をもった機関」が必要であるからにほかならない。また、国民に責任を負う機関として、「自主性」をもって「公共性・公益性」の極めて高い教育研究事業を永続的に担い続けていくためには、株主への配当を目的とする株式会社をはじめとする営利法人とは異なり、収支上の収入超過分のすべてが教育研究活動に還流されることになる非営利の公益法人が必要であるからである。私立大学法人（学校法人）が、学問の自由、教育を受ける権利等を保障する公共的使命を有する教育研究機関として、また、永続性をもった公共性・公益性の確保の義務と責任を負う非営利の公益法人として果たし続けてきた使命、役割は極めて大きく、今後なお高まるものと考えられる。

早急に国家の基礎を築き、計画的に教育研究の規模と水準を拡大させていく必要性の高かった明治・大正期においては、東京大学を嚆矢とする国立大学群の意義と役割は大きかったといえよう。しかし、新しく多様な価値の創造と活力にあふれた多様な人材の育成が求められる現代にあっては、国立大学法人でなければ担えない分野は限られてきている。その意味では、私立大学法人（学校法人）と国立大学法人との公正・有効な競争条件を醸成（イコール・フットイング）こそが、わが国の高等教育改革実現に当たっての前提条件であるといえよう。

なお、文部科学省によれば、私立大学法人（学校法人）に比して16倍強という



## ・より実効性の高い私立大学改革実現に向けた規制等の改革

(対文部科学省)

わが国は「教育立国」及び「科学技術創造立国」を掲げているが、その将来を左右する大学の設置等については、国会の審議（法律化）や閣議決定（政令化）なしに、文部科学省単独の「省令」や「告示」という形で規制されている。こうした規制の存在は初等・中等教育分野についても同様であり、その典型が学習指導要領（告示）である。

大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準等の骨格を構成する必要不可欠な最低基準は、省令や告示という形ではなく、法律化されるべきである。

中でも、大学、大学院・学部・学科等の設置認可規制である「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」（文部省告示。以下「審査基準」という。）における「設置経費及び経常経費」の財源規制は、本連盟等による改革・改善の要請及び政府部内における規制改革の推進の中である程度緩和されてきたが、なお以下の改革が必要である。

新たな学位・分野の学部・学科、研究科設置の準則主義に基づく届出化  
「大学設置基準」及び「審査基準」等にかかる規制緩和

これらの規制には大学の「質」を担保するうえで必要なものと過度かつ不要なものとが混在している。規制は、大学の「質」を担保するうえで必要最小限とし、私立大学の経営と両立可能なものでなければならない。

さらに、規制改革とあわせ、一層の税財政改革が必要なことはいうまでもない。以下、具体的に提案する。

### 1．新たな学位・分野の学部・学科、研究科設置の準則主義に基づく届出化

すでに大学及び大学院を設置している私立大学法人（学校法人）が新たな学位・分野の学部・学科、研究科などを設置する場合、以下の条件を充たしている場合には届出とすべきである。なお、以下の条件を充たさない場合には、従来通りの手続きを経ることはやむを得ないものとする。

制度的に教育研究、大学運営、経営・財務等について、自己点検・評価を実施し、その情報を公開していること。また、学校教育法に基づく第三者評価を受け、かつ「可」の評価を受けていること。

教員審査について科目適格性の基準を設けていること。その際、当該基準について第三者評価を受けていること。

大学全体として収容定員充足率が「適正」と判断される上限以下であること。例えば、各学部の収容定員充足率が100%以上、130%以下であること。

このように考える理由は、私立大学法人（学校法人）として認可され、健全な

経営が行われ、第三者評価を受け、「可」の評価（評価には、「可」、「否」及び「保留」がある。）を受けている場合には、当該法人が自律して教育研究を行い得ると考えられるからである。

なお、大学の収容定員の変更にかかる学則変更については、当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないものは届出事項とされたが、既設学部・学科の収容定員の純増（大学全体としての純増）についても、大学設置基準等の関係基準を充足していることを前提として、文部科学大臣による認可事項ではなく、届出事項とすべきである。

## 2. 「大学設置基準」及び「審査基準」等にかかる規制改革等

### (1) 夜間大学院留学生受け入れ事業の一般化

現在、専ら夜間開講するわが国の大学院へ海外からの留学生を受け入れようとした場合、一部の例外を除いて、夜間大学院のための留学ビザ取得は出入国管理及び難民認定法によって認められていないため、他の種類のビザを保有しない限り留学生を受け入れることができない。こうした規制は、国内外の多様な知識・経験をもつ学生間の幅広い交流促進の大きな妨げとなっている。

上記一部の例外とは、夜間開講の大学院で教育を受ける留学生について、当該大学院が設置される大学による在籍管理が徹底される場合を条件として、専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている現行の「留学」の在留資格にかかる基準を適用しないとの構造改革特区における特例措置の適用を地方公共団体が申請し、認定された場合だけである。現在、この特例措置にかかる特区認定状況は、北海道札幌市・小樽市のビジネス人材育成特区、東京都千代田区のキャリア教育推進特区、東京都新宿区の専門職育成特区、山梨県の国際交流型公共政策拠点形成特区、大阪府大阪市のビジネス人材育成特区、福岡県福岡市のアジアビジネス特区の6件である。

わが国の夜間大学院で学ぼうとする留学生にとっては、上記以外の夜間大学院での教育を受ける道が閉ざされたままといつてよい。わが国内外の幅広い学生相互の交流体制のより積極的な構築とともに、わが国の大学院に学ぼうと考える留学生の選択機会の担保という観点からも、現在、構造改革特区に限定されている夜間大学院留学生受け入れ事業の全国化を図るべきである（夜間留学生受け入れ事業については、平成17年2月9日の構造改革特別区域推進本部決定により、平成17年度中に全国展開されることが決定され、現在、法務省において、所要の法務省令（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令〔平成2年法務省令第16号〕）の規定を整備することが検討されている）。

### (2) 専門職大学院にかかる専任教員規定の改正

専門職大学院は、従来、研究者養成という役割に重点を置かれていた大学院教育において、高度職業人養成に特化した新たな課程として位置づけられたものであ

るが、専門職大学院修了者には研究者養成型の博士後期課程進学への道も開かれている一方、専門職大学院設置基準第5条によって、専門職大学院において指導した同一の教員が博士後期課程における専任教員として当該院生に対する研究指導を行うことができないこととなっている（ただし、専門職大学院設置基準附則第2項に基づく経過措置により、平成25年度までの間は、専門職大学院の専任教員も大学院博士課程後期の課程を担当できるものとされている）。

専門職大学院が修士課程（ないし博士前期課程）相当である限り、専門職大学院の専任教員が博士後期課程の専任教員として研究指導を含む課程科目を担当することに問題はないと考えられること、また、専門職大学院に引き続き博士後期課程でも同一の指導教授の下で研究指導を希望する学生に配慮する必要があることから、研究指導体制の一貫性に対する学生の要望に応えるためにも、専門職大学院の専任教員は博士後期課程の専任教員として算入できるように専門職大学院設置基準第5条第2項を改めるべきである。

### （3）小学校教員養成制度の改革

現行では、中学高校教員の教員免許資格取得に関しては、中高教員の養成を主たる目的とする学部・学科が設置されていない場合、それぞれの学部・学科が「教員免許課程」の設置認定を受け志望学生が中高教員の免許取得に必要な教職科目（教育実習等を含む。）を履修すれば免許取得が可能になっている。しかし、小学校教員だけは「教員免許課程認定審査基準」により、当該大学に小学校教員養成を主たる目的とする学部・学科が設置されていなければ、当該大学の他学部・学科は小学校教員免許取得に必要な「教員免許課程」を設置できない。

小学校教員資格認定試験による免許取得の可能性は残されているものの、「教員免許課程認定審査基準」を見る限り、中高教員免許取得と小学校教員免許取得との間に明白な差別を設ける理由はない。中高教員免許と同様に、小学校教員免許についても、小学校教員養成を主たる目的とする学部・学科を設置していない大学であっても「小学校教員免許課程」の設置を認定し、必要とされる教職科目を履修すれば小学校教諭免許状の取得が可能となる道を開くべきである。

### （4）初等・中等教育機関における教員の専門的職業能力の高度化

中央教育審議会では、その初等中等教育分科会教員養成部会において、文部科学大臣からの諮問「今後の教員養成・免許制度の在り方について」を受け、検討を進めている。

初等・中等教育における教員養成については、教員免許状の授与時点はもちろん、その後の教職生活全体を通じて必要な資質能力が保持されるよう、教員としての適格性要件を備えていないと総合的に判断された者が、教育現場にとどまることのできないような仕組みの構築がまずは必要である。

そのうえで、教員養成における専門職大学院のあり方については、大学学部卒

業後一定期間教員としての実践的経験を蓄積した後に教育学にかかわる大学院修士資格の取得を義務づけているアメリカの例のように、教員としての職業能力を高度化する政策を追求するための機関とすべきである。その意味では、現在私立大学に設置されている大学院には、教員の資質能力の高度化に資する各種研究科がすでに存在しており専門職大学院をあえて創設するのであれば、その意義が十分に検証されなければならない。専門職大学院が定める課程を経なければ教員になれないといったことがあってはならず、ましてや教員養成系大学の存続のための機関となるようなことがあってはならない。いまや教育行政だけが立ち遅れている感のある「官から民へ」という時代の潮流の只中にあることは、教員養成にかかる国費負担のあり方の見直しは必要不可欠であり、国立大学法人を中心とする教員養成系大学の存在意義の再検証と検証結果に基づいた縮小、再編、統合を含めた抜本的見直しが必要である。

なお、前述したように教員としての適格性要件を備えていないと総合的に判断された者が、教育現場にとどまることのできないような仕組みが構築されれば、教員免許制度の更新制の導入にかかる議論はそもそも必要がない。教員免許制度の改革に関連して、あえて更新制を論ずるのであれば、単に教員だけの問題としてではなく、広く専門職にかかわる国家資格の更新課題全体の一部として検討すべきであろう。

#### **(5) 高等教育機関における教員の専門的職業能力の高度化**

質の確保という視点においては、教員の専門的能力の高度化の必要性は初等・中等教育機関に限定されるものではなく、高等教育機関における教員の資質能力の確保・向上も必要不可欠である。高等教育機関においても、教員採用時はもちろん、その後の教育研究活動を通じて必要な資質能力が保持されるよう、教員としての適格性要件を備えていないと総合的に判断された者が、教育研究の現場にとどまることのできないような仕組みの構築が必要である。また、高等教育機関における教員の教育研究にかかる資質能力の保持という視点に立てば、現行法制下における有期雇用教員にかかる現在の雇用方法、条件等にかかる見直しが必要不可欠である。

各高等教育機関における教員の専門的職業能力の高度化のための行政並びに高等教育機関をあげての取り組みは、「教育立国」「科学技術創造立国」の実現のためには必要不可欠である。

#### **(6) 「標準設置経費」及び「標準経常経費」における包括的数量・金額規制の緩和**

「標準設置経費」は、文部科学省による文教施設整備等の単価が基準になっていると思われるが、校舎建設単価も機械・器具等の単価も、官民の違い、大学ごとの経営上の努力や能力の違いにより大きく異なり、また、その時々々の景況・市況によっても異なってくる。これを一律に中期的なタームで標準設置経費として

下限規制するのは、いかにも経営感覚と競争意識を欠いた規制である。

私立大学個々の経営感覚と競争意識の醸成という意味からも、「標準設置経費」及び「標準経常経費」といった教育研究環境の質を担保するために設けられた規制は、現在、各府省において推進されている規制緩和の動き同様、「数量基準（規制）から性能基準（規制）へ」と改められるべきである。

#### （ 7 ）校地・校舎の面積規制及び自己所有原則の緩和ないし廃止

大学設置基準第37条第1項では「収容定員上の学生一人当たり10㎡」とする校地面積基準を、同条の2「別表第三」イ、ロ、ハでは極めて詳細な校舎面積基準を定めている。同時に、「審査基準」では、校地は校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上）の部分を自己所有、校舎も校舎基準面積相当分以上を自己所有と規定している。基準面積を超える部分については、借地権・賃借権の設定登記があること、または10年ないし20年以上の使用保証のあることを定めている。

大学・学部が設置されれば、理事会には当然に長期にわたって存続させる責任があるのであって、それを自己所有とするのか、賃借とするのかは、理事会の経営責任に委ねられるべきことであり、校地・校舎の面積規制及び自己所有原則は緩和ないし廃止すべである。

#### （ 8 ）収容定員に対する専任教員数の基準改正

「大学のユニバーサル化」ないし「大学全入時代」到来の中、競争力ある学部・学科とそれに欠ける学部・学科ではスクラップ&ビルドが必要となっており、より実態に即した教員数の設定を可能とするため、収容定員枠の刻み幅の縮小が必要である。また、この刻み幅が小さくなることで、大学設置基準を超えている数を新学部・新学科の教員に充てる、地域連携、産官学連携、エクステンションなど各大学が強化していく部門に充てるなど、人材の有効活用を図ることができる。さらに、大学設置基準では、「学部の種類別」のほかに「大学全体の収容定員に応じた専任教員数」を定めているが、この刻み幅も大きすぎることから、学部と同じように幅の細分化が必要である。

文部科学省には、学部の種類に応じた専任教員数にかなりの違いがあることについて、その数値の合理的根拠の改めての明確な説明を求めたい。また将来的に、収容定員数に応じて最低限必要な教員数が定められることの必要性を踏まえつつ、学問の進展などを踏まえて、適切なルールのあり方が検討されることを期待したい。

なお、私立大学の教員については、学校教育法第56条及び大学設置基準第14条～第17条において、教授・助教授をはじめとする教員資格にかかる要件が規定されている。さらに、各学校法人は、それぞれ教員資格や任用にかかる諸規程を自ら定めている。一方で、「専任教員」とは何かについて、改めてその定義が問わ

れるようになってきている。規制改革や設置審査の準則主義化の観点から、その定義の明確化を求める動きが政府にあり、また、大学関係者の中にもそうした意見が少なくなく、「専任教員」としての最低限の要件を示すことには意義がある。ただし、私立大学法人（学校法人）は、「専任教員」にかかる具体的な取り扱いについては経営責任を負う理事会が自ら定めてきたことに配慮すべきであって、法律等において、細部にわたり規定を設けるべきではない。むしろ、国立大学法人等との競争環境の下での専任教員は、単一化した詳細な要件による規定化ではなく、教員の多様な役割とその背景に配慮した「専任教員」の多様な雇用形態を用意すべきである。専任教員の権利・義務の組み合わせを多様化することにより、より柔軟な教員組織を構築し、提供する教育サービスへのニーズに応える選択肢を用意し、教員もまた多数の雇用形態の中から自らに適した選択肢を責任をもって選ぶことができるようにすべきである。

#### （９）非常勤講師（有期雇用教員）に対する単純労働者適用法令の機械的適用の排除

学校法人とくに大学に勤務する非常勤講師（有期雇用教員）は、当該科目を教授するための科目適合性により任用を判断されるものであり、業務内容には「代替性」がなく、契約内容である授業の内容について直接の「指示命令」系統に属さない。加えて、契約期間中、拘束時間のない期間が半分近くを占めることから、いわゆる単純労働者を想定した標記の法律・基準を機械的に適用することにはなじまない。

例えば、A大学において1日1コマの講義を週2日、前期 Semester のみ担当する場合でも実際に授業が行われるのは4月から7月中であり、8月から9月にかけては自宅等での採点作業成績評価あるいは疑義照会への対応など、期限は定められているものの個人の裁量によって労働時間を選択することが可能である。

それにもかかわらず標記の法律では、この事例で3日の年次有給休暇が発生する。授業日にすべての年次有給休暇を取得しても、本人に補講を行う義務はなく、さらに代講を他の教員が行えない授業内容であることも多い。かといって、「時季変更権」を行使して、明確な拘束時間のない夏期休暇中に休暇を取得するように指示することは、実質的に年次有給休暇を付与したことになるのか疑問である。

また、余人をもって代えがたい分野もあることから、1日に複数の大学で授業を担当する講師も多い。すなわち、第1限と第5限はA大学、同日の第3限にB大学で講義を担当している場合に、複数大学で同日に講義すること自体が講師の裁量であるにもかかわらず、時間外労働の支払いを大学に求めることが適切か、また休憩時間の保障あるいは時間外労働の管理を行うことが可能であるか、現状では極めて困難であると思われる。

同様に、育児休業ないし介護休業についても拘束時間のない時季があることとの関係を慎重に考慮すべきである。



「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の機械的適用は、運用において看過できない混乱を発生させるため、教育機関については、これを排除することを強く要請したい。

### 3．税財政改革

#### (1) 私立大学法人（学校法人）にかかる寄附税制の拡充

社団法人等における「定款」が私立大学法人（学校法人）では「寄附行為」と定義されているように、元来、私立大学法人（学校法人）は篤志家（個人）や団体（企業等）からの寄附に歴史的淵源があるのであって、寄附税制の改革は私立大学法人（学校法人）の今後の存立にかかわる極めて重大な課題である。

日本は、あらゆる分野で寄附文化が育たない国であると指摘されている。アメリカは、大学を含むあらゆる分野の非営利法人が企業と広い社会的裾野を有する個人の寄附（GDPの2～4%）に支えられている。かかる寄附文化を税制上の優遇措置が支えている。

税制上の優遇措置の拡大等を含む制度設計を前提として、日本社会に「寄附文化」を創生し、拡大・定着させる叡智と地道な努力が日本社会の再生のために不可欠である。政府は、寄附税制のさらなる改善を進めて、日本社会に寄附文化が根付くような政策誘導を積極的に図るべきである。同じ株主重視の方向であっても、アメリカでは寄附文化を土台にしたうえでのものであるのに対し、日本では寄附をも株主の利益に抵触するとの空気が根強く存在しており、寄附文化創生の妨げとなっていることに留意し、認識を改める機運の醸成に努める必要がある。

アメリカでは個人納税者の31%が寄附を実施しているのに対し、わが国は申告納税者のわずか2%にとどまっている。これは、わが国の国民の「寄附をしたくない」という意識の表われでは決してなく、より積極的に寄附ができるような環境の未整備、すなわち税制上の足かせが大きいことによる。現行税制が、私立大学法人（学校法人）に対する寄附の意欲を損ったり、寄附者の意思を束縛することのないようにする意味からも、個人からの寄附金については所得控除限度額にかかる規制は撤廃すべきである（平成18年度税制改正では、個人寄附者にかかる所得控除除外額（適用下限額）が1万円から5千円に引き下げることとされた）。

民間企業による私立大学法人（学校法人）に対する寄附は、株主総会で説明責任を果たし得るかどうかを試金石であり、利益を法人税で払うか、寄附金として措置するかは企業の自己責任とすべきである。また、個人による寄附についても、個人あるいは寄附者の意思を最大限尊重できるような制度的仕組みを早急に整備すべきである。

徴税優先主義から納税者重視原則への転換が重要である。個人（篤志家）による寄附は、必ずしも当該年度の所得からのみなされるものではなく過去の納税後蓄積資産からもあり得るので、この資産からの寄附はすべて非課税扱いとすべきである。

## (2) 学校債の市場流通性の確保と保有者の受取利息の免税措置

現在の学校債は、印紙税法基本通達に定める「社債券の範囲」において「学校法人又はその他の法人が資金調達の方法として発行するいわゆる学校債券等を含まない」とされていること、また、「所得税基本通達」に定める「社債の範囲」において「債券の発行につき法律の規定をもたない会社以外の内国法人が発行するいわゆる学校債又は組合債のようなものは、これに該当しない」と定められていることから、商法の規定に基づき発行される社債には該当せず、証券取引法上の有価証券にも該当しないとされており、学校法人は金融機関や証券会社といった外部機関に依存せずに債券を発行することができる。

その一方で、学校債の発行が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に抵触する出資金または預り金に該当することのないよう、学校債が資金を受け入れる学校法人の側の利便のために発行される旨の募集目的と、学校債が消費貸借契約に基づく借入金の性格を有するものである旨を募集要項等に明示し、募集対象者に周知することとされている。

設置形態を越えた国際的な大学間競争の中で、政府・文部科学省等により国公立大学法人と対比して最も不利な経営的財政的立場を余儀なくされているわが国の私立大学法人（学校法人）にとって、低利な資金調達への多様な選択肢を開拓することが不可欠となっている。今後、いよいよ厳しい経営管理を迫られる学校法人にとって、低金利の資金調達及び金融収支管理は、戦略的な重要性を増し、中でも、学校債の制度設計のあり方は枢要な位置を占めることとなる。

とりわけ、学部の再編、大学院の設置等をはじめとするさまざまな新規事業の展開のための資金調達にかかる複数の選択肢確保の観点から、「借入金」の性格を持つ現行型の「学校債」を存続させながら、今後は、公社債と同等の『有価証券』として市場流通性を持つ学校債（前者と区別すべく例えば「学校法人債券」（仮称）とする。）の発行も可能とすべきである。そしてその場合には、市場流通性の確保の実現を見たうえで、将来的にはアメリカで行われているように学校法人債券保有者の受取利息を非課税とすべきである。

なお、本連盟では、これまでも「学校法人における資金調達の多様性やその社会的ニーズを考慮し、民間企業が発行する社債と同様に『有価証券』として扱えるようにすべきである」旨を主張し続けてきた。内閣府金融庁金融審議会金融分科会第一部会が平成17年7月7日にとりまとめた『中間整理』では、「証券取引法を改組して、投資サービス法（仮称）を制定することにより投資家保護策を講じる必要がある」とするほか、「投資商品として規定すべき金融商品のうちには、医療法人債や学校法人債のように現行の証券取引法による政令指定が可能であると考えられるものもあることから、これらについては、金融庁において現行法のもとで政令指定を行うことについての検討を進めるべきである」との制度改革が提言されており、現在検討が進められている。

### (3) 教育費にかかる所得控除制度の創設等

わが国における平成16年の出生数は過去最低の111万835人、合計特殊出生率は過去最低であった平成15年と同率の1.29であった。「子育てそのものの負担が緩和・除去されていない主な原因は、子育てにかかる経済的な負担感の増大にある」、「子どもを持ちたいと思えるようになるためには教育に伴う経済的負担の軽減が不可欠である」と各方面で繰り返し指摘されてきた。また、国立社会保障・人口問題研究所がとりまとめた「第12回出生動向基本調査」によると、「予定子ども数（実際に持つつもりの子どもの数）」が「理想子ども数（夫婦にとっての理想的な子ども数）」を下回る要因として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という理由をあげる人が、34歳以下の若い世代で7割を超えている。

実際に、国民生活金融公庫総合研究所による「家計における教育費負担の実態調査（平成17年度）」によれば、私立大学法人（学校法人）の1年間の在学費用は142.2万円と、国公立大学法人（85.4万円）の約1.7倍に上っている。さらに小学校以上に在学中の子ども全員にかかる在学費用とその年収に対する割合は平均35.0%に上り、とくに年収200万円以上400万円未満の世帯では、在学費用が世帯の年収の57.3%に達している。

高等教育の費用負担は、その直接的受益性に着目して、これまで家計に多くを依存してきた。これ以上家計負担が増え続ければ、私立大学で学びたいと考える学生の学習機会が実質的に保障されなくなってしまうおそれがある。国民の教育費負担は、教育が有する外部性（外部効果・外部経済効果）からみても、その一部は国家の発展のための社会的コストである。わが国の喫緊の課題である社会経済の活性化のためにも、また、少子高齢化という最重要課題の解決のためにも、私立大学をはじめ高等教育機関に学ぶ学生の教育費について、所要の教育費を教育費負担者の所得から控除する制度の早急な創設が望まれる。また、社会人学生の経済的負担の軽減とともに生涯学習の環境整備等の観点からも、社会人学生に対する所得控除制度を創設する必要がある。

### (4) 育英奨学事業にかかる国私間格差の是正

学部学生・大学院学生に対する奨学政策に関連しては、日本学生支援機構（旧日本育英会を含む。）の奨学金事業にかかる私立大学学生への貸与率を向上させること、国としての各大学の成績優秀者に対する「学費免除」奨学補助金を創設すること、日本学術振興会特別研究員にかかる私立大学学生の採用枠を拡大すること等が必要である。

日本学生支援機構が実施する奨学金事業のうち、2004（平成16）年度の第1種奨学金（無利子貸与）の採用（受給）率（学部学生）は、国立大学の約3.7%（約27人に1人）に対して私立大学は約2.5%（約41人に1人）となっている。

国私間におけるこうした貸与率の格差については、1993（平成5）年に文部省（当時）育英奨学制度に関する調査研究会がとりまとめた『今後の育英奨学制度

の在り方について』、1995（昭和7）年に総務庁行政監察局がとりまとめた『大学行政の現状と課題』や1997（平成9）年に文部省（当時）育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議がとりまとめた『今後の育英奨学事業の在り方について』においても、この問題が取り上げられており、その改善方策として、国公立間での公平性が保たれるよう採用について配慮されるべきであるとしたうえで、今後は採用方法の比重を在学採用から予約採用へと段階的に移行することや、在学採用を拡充する場合には私立大学の採用を重点的に行う必要があることが指摘されていることを付言しておきたい。

## ・教育研究のさらなる発展に向けたファンディング・システムの構築

教育は、国家百年の計であり、国の大本である。諸外国においても、アメリカのブッシュ大統領は「教育は、私の政策の最重要課題である」、イギリスのブレア首相は「第一に教育、第二に教育、そして第三に教育」、ドイツのシュレーダー前連邦首相は「教育は、将来のドイツを形づくる政策の中心」であるとして、他のあらゆる分野よりも教育政策が最重要課題であると位置づけている。

1980年代初頭に教育荒廃が深刻化し、学力の低下が進んだアメリカでは、1983（昭和58）年に教育の優秀性に関する全米審議会がまとめた報告書『危機に立つ国家』において「このような学力低下が他国から押しつけられたものならば、それは戦争行為に等しい」として、教育荒廃が国の存亡を揺るがすほどに深刻であることを訴え、それを受け、レーガン大統領は「強いアメリカ」復活のため、教育改革を国家戦略として展開した。同じ頃、イギリスでは、サッチャー首相が「国は子供たちが学ぶ内容をなおざりにするわけにはいかない。何といたっても彼らは将来の公民なのであり、われわれは彼らに義務を負っている」として、教育改革の必要性を訴え、改革を断行した。

教育とそれを支える研究こそが国力の源泉であり、礎であり、国家の骨格をなす。経済、外交、福祉等々の社会資本も、それらを根底で支えているのは「人」である。教育（研究）は、「人的資本論」に象徴される個人の能力の向上とともに、個人の能力向上がもたらす外部性（外部効果・外部経済効果）によって、国家社会の発展の基盤を構成するという機能を有する。とくに天然資源に乏しいわが国にあっては、新しく多様な価値の創造と活力にあふれた多様な人材の育成こそが、国力の源泉であり、教育（研究）のもつ計り知れない力の活用こそがわが国の将来を決する。その意味では、その教育（研究）に対していかなるファンディング・システムを構築し、国がそのファンディング・システムにいかなる理念に基づいて、いかにしてかかわっていくかが、わが国の将来を決するといえるのである。

国は、教育基本法第1条（教育の目的）が定める「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」を実践する教育なくしては成り立ち得ない。こうした教育の重要性は、「大きな政府」のもとでの社会であっても「小さな政府」のもとでの社会であっても何ら変わる事のない不変の真理である。国、政府が教育事業や研究事業にどれだけの公財政を支出するのか（国費で負担するのか）といった命題は、わが国の今後とともに、ボーダレス化が進む現代の地球社会を左右するといっても過言ではない。

中央教育審議会答申（平成17年1月28日）『我が国の高等教育の将来像』では、今後の財政的支援は、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファン

ディング・システムが構築されることが必要であると提言した。

また、ファンディング・システム構築の具体策の一つとして、私立大学については、その多様な発展を一層促進するため、基盤的経費の助成を進め、その際、国公私にわたる適正な競争を促すとの観点を踏まえ、各大学の個性・特色に応じた多様な教育・研究・社会貢献のための諸活動を支援することとしたうえで、国公私を通じた競争的・重点的支援の拡充により、積極的に改革に取り組んで成果をあげている大学等をきめ細やかに支援することが重要であるとしている。

新たなファンディング・システムの構築に向けて、以下に提言する。

## 1. ファンディング・システム構築のための必要条件

私立学校振興助成法は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成措置を講ずることにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とすると規定している。

また、第2期科学技術基本計画では、高等教育の発展に私立大学法人（学校法人）が果たしてきた役割を踏まえ、私立大学としての主体性を生かしつつ、教育研究水準の一層の向上を図る必要があるとしたうえで、「重点的配分を基調として助成の充実を図るとともに、多様な民間資金の導入を促進するための所要の条件整備を行う」としている。さらに2005（平成17）年4月に公表された『第3期科学技術基本計画の重要政策（中間とりまとめ）』では、「人材」戦略として、人口減少期を迎えての科学技術関係人材の質と量の確保、「基礎研究」戦略として、多様性を確保しての推進等を掲げている。

教育立国の実現に際しての私立大学の果たす重要な役割、科学技術創造立国の実現に向けた持続可能な発展の実現のための「人材の質と量」「多様性を確保しての推進」は、わが国の大学数、学生数の両面において、約8割を占め、多様で活力にあふれた人材を輩出し続けてきた私立大学法人（学校法人）の存在なくしては、不可能であるばかりか、その見通しさえも立たないのが実情である。とくに「基礎研究」戦略面では、私立大学における特色ある研究推進は、わが国の基礎研究に大きな多様性をもたらすことは明らかであり、その活性化には基礎的な教育研究環境の整備が不可欠であり、その実現のためには私立大学に特化した研究資金の配分が必要である。「人材」戦略面では、私立大学にいくつもの競争的な教育研究プロジェクトを設け、若手人材を積極的に活用することで、ポストドクター等育成された若手研究者の能力発揮の場を提供することができる。また、私立大学教員8万人の研究ポテンシャルを活用することは、国費の有効活用の観点からも国益に資する。国（政府）は改めて国民の血税を投入するファンディング・システムが真に有効・公正に機能するためには、こうした現実を無視できな

いことを改めて認識すべきである。

新たなファンディング・システムの構築に向け、まず指摘しておきたいことは、わが国における高等教育に対する公財政支出の低位性（日本を除く主要先進6ヶ国平均のわずか2分の1）の改善とともに、現行の機関補助は、基本的に経常費補助金の絶対水準が余りにも低すぎることに、国公立の大学法人がボーダレスな競争的環境の下にある新たな時代においては、設置形態を超えて、わが国の高等教育の人材養成を担う高等教育機関たる大学としての必要な国費負担がなされるべきであるということである。

何よりも急がれることは、国立大学法人と私立大学の間における学生一人当たりの国費負担の16倍強にも上る格差の早急な是正である。政府は、私立学校振興助成法第4条に規定される経常費補助金について、私立学校振興助成法に対する参議院文教委員会における附帯決議（1975〔昭和50〕年7月1日）に「政府は、本法の運用にあたり、私立学校教育の特質と重要性にかんがみ、私立大学に対する国の補助は2分の1以内となっているが、できるだけ速やかに2分の1とするよう努めること。」とあるように、国私大学間の教育研究をめぐる競争条件のイコール・フットイングへの第一段階ともいえる「2分の1補助」の努力目標を早急に実現すべきである（経常的経費に占める補助金額の割合は、昭和55年度の29.5%をピークに減少し、平成15年度は12.1%）。経常費の『2分の1補助』の早期実現こそ、国私大学間の教育研究をめぐる競争条件のイコール・フットイングへの道である。

この点について、1946（昭和21）年の『米国教育使節団報告書』及び1950（昭和25）年の『第2次訪日アメリカ教育使節団報告書』における以下の指摘を付記しておきたい。

一部の私立学校における宗教教育を除いて、官公私立の学校間に何ら本質的な相違は存在していない。

官公私立大学、高等専門学校を適当に維持経営するのに必要な資金は、国庫から支出され得るようである。しかし私立学校にとってはそれは重大問題であって、経営に必要な資金が将来十分に保証される見通しがつかなければ、門戸を開放することができない。

授業料から得られる資金以上に、ある種の経済的支援が与えられなくてはならず、例えば個人や個人の団体等公の資金等からくる補助金がそれである。

今日の危機に際して、もしも戦争中に受けた損失を回復するため、公共資金が使用されるべきものとすれば、これらの資金は官公校や優良な私立学校を発展させるために、当然一様に割り当てられるべきである。

このことは前述の官公私立学校を代表せる教育委員会の進言に従って、文部省の手でなすべきである。

高等教育を施す官公私立に対しては、公認の寄附として使用できる凍結資金が、できる限り早く解かれることが望ましく、官公立学校への寄附が免税されると同程度に、私立学校への寄附もまた免税されるべきである。さらに、この方法による学校への公共資金の寄附は、決して学校の自由を妨げるものではない。

私的の経営による教育は、長い間日本の教育に価値ある貢献をなしてきた。現在、日本の私立学校教育は、国民の文化生活上、少なくない部分を占めている。絶えず奨励さ

れ、理解されてゆくならば、私立学校教育は、日本を自由な国民からなる一大国家につくり上げるのに役立つことができる。

今後は、教育面での質の保証、国際競争力の強化という視点からも、わが国における高等教育に対する公財政支出の低位性の改善、高等教育に対する国費負担にかかる国私間格差の是正の実現が必要不可欠であり、これらの実現は、豊かで多様な教育サービスの提供と学生や保護者による教育サービスの選択の拡大へとおのずとつながっていくであろう。

また、「国公私にわたる公正・有効な競争」の実現のためにも、「公財政支出の低位性の改善」及び「国費負担にかかる国私間格差の是正」は必要条件であり、国私大学間の教育研究をめぐる競争条件のイコール・フットィングが確立されないままに、またさまざまな面での制度的構造的格差（差別）が放置された現状では、「国公私にわたる公正・有効な競争」は不可能である。

「国公私にわたる公正・有効な競争」のための公正・公平な条件整備こそがイコール・フットィング論の本旨であり、「国私間の競争条件のイコール・フットィング」と「公正・有効な競争を展開するために必要不可欠な私立大学の多様性に配慮した基盤的経費の助成の充実」なくしては、新たなファンディング・システム構築は不可能である。

上記のような「国公私にわたる公正・有効な競争」のための公正・公平な条件整備を実現したうえであれば、中央教育審議会『答申』にある「適切な評価に基づいたそれぞれにふさわしい適切な支援」の実現を目指すファンディング・システムの構築は、わが国の大学における教育研究活動を飛躍的に活性化させるとともに、国際競争力の一層の強化に資するであろう。また、「公正・有効な競争」の実現は、おのずと個々の大学がどのような競争条件のもとで、どのような教育研究活動を行った結果であるのかといった「競争条件と競争結果の透明度」を高めることとなる。それは広く民間企業を含めた研究開発のための公的資源配分の大学等への開放へとつながり、教育研究活動の活性化だけでなく、社会貢献活動の活性化という相乗効果をもたらすこととなり、大学が社会から従来にも増して必要とされるような機能の強化を図ることができる。

こうした相乗効果は、21世紀COEプログラムや「特色ある大学教育支援プログラム」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」等、教育高度化に向けた競争的・重点的な支援制度の新たな導入により、公正・公平な競争条件が確保されている私立大学間に限っては、個々に切磋琢磨、鎬を削ることで積極的に改革に取り組む成果をあげていることから明らかである。

## 2. ファンディング・システム構築に当たっての留意点

こうした新たなファンディング・システムの構築の主目的には、わが国の高等教育のさらなる活性化、発展が据えられなければならない。その意味では、国民の



血税を投入することによる真に適切なファンディング・システムの構築に際しては、適切な評価に基づいたそれぞれにふさわしい適切な支援のための環境整備が不可欠となる。しかしその一方で、適切な評価に際しては、上記１．で述べたこれまでまったく改善されることのなかった「国私大学間の教育研究をめぐる制度的構造的格差（差別）ともいふべき競争条件のイコール・フットイングのまったくの未確立」に十分配慮する必要がある。具体的には、国私大学間の教育研究をめぐる制度的構造的差別のもとで展開されてきた教育研究活動に基づいた実績主義による評価ではなく、競争条件のイコール・フットイングの未確立を斟酌して、これまで十分に発揮することができなかつた私立大学の潜在能力を引き出すような政策的な配慮が必要不可欠である。高等教育のさらなる発展のためには、わが国の教育研究活動水準の「頂をより高みへ押し上げる」という視点とともに、わが国の大学数、学生数の両面において、約８割を占めている私立大学をより一層活用することでわが国の教育研究活動水準の「裾野を広げる」との視点に立つことも重要である。

また、適切な評価のためには、国公立大学関係者だけでなく、民間シンクタンク、マスメディア、民間企業関係者や地方公共団体関係者をはじめとする第三者を交え、現在の21世紀COEプログラム審査同様、ファンディング・システムの一環としての適切な評価のためには、「採択」、「不採択」の審査基準及び審査過程（議事録）について公表し、公正性及び透明性を確保すべきである。

## ・学校法人（私立大学法人）が当面取り組むべき課題

上記 及び で示してきたように、「官から民へ」というわが国構造改革の基本理念は、「民の知恵」に基づく私立大学法人（学校法人）こそが、今後のわが国の高等教育を支えていくべき存在であるべきことを如実に表わしている。当然のことながらその一方で、私立大学法人（学校法人）関係者は、「自主性」という最大の強みを発揮する努力を重ねながら、自らに課せられた「公共性・公益性」の重みを自覚し、発揮していく責務を負うことはいうまでもない。

以下では、そうした私立大学法人（学校法人）が、今後積極的に取り組む必要が生じてくるであろう「努力」と「自覚」の一部としての「大学間協力・連携のあり方」と「私立大学版『環境報告書』作成の意義」について提案する。

### 1．大学間協力・連携のあり方

教育基本法第6条（学校教育）第1項「法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる」、学校教育法第2条（設置者）第1項「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」並びに第3条（設置基準）「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」との規定を踏まえると、国公私立大学法人が並列する時代の私立大学や国公立大学に学ぶ学生、あるいは学ぼうとする者にとっての違いは、国公私という設置形態の相違による実質的な違いはそれぞれの財政システムだけであり、国費負担のあり方の相違による経済負担にかかるものだけであるといっても過言ではない。ましてや、財政システムの基本構造が同一の私立大学間にあっては、実質的な違いは、個々の存在意義の根幹をなす建学の理念に基づいた個性化戦略の展開を除けば、その差は国公私間のそれよりもさらに小さくなってきている。

これまでの私立大学は、18歳人口の増加を背景とした高等教育全体の規模の拡大や教育研究機能の高度化に伴い、その量的拡大を図り続けてきた。しかし、ここ数年は、量的拡大路線の主要因の一つとなっていた18歳人口の増加から減少への転換とその永続化、大人数を対象にした知識や技能を教授から学習者一人ひとりの関心や目的に応じた自由な学習という小人数教育システムへの転換という量と質の両面にわたる大転換期を迎えている。

そうした時代の大転換期にあっては、これまでの「自前主義」を前提としたシステムではおのずと限界があり、学習者がより質の高いサービスをより便利に受けることのできるシステムを包括的・統合的に構築する必要がある。時代の要請、学習者のニーズを踏まえて、いくつかの近隣大学が主体的にかかわる形でコンソーシアムが全国各地で立ち上げられ、地方自治体や地元企業との協力・連携を深

めながら、新たな教育研究システムの構築が図られている。学問分野の細分化という時代の要請とそれに伴う学習者からのよりきめ細かなニーズに対し、より迅速かつ的確に対応した教育研究サービスを展開していくためには、これまでの自前主義から脱却して、「足りない部分は補いあう」との共生・共棲の視点から、大学間協力・連携を進めていくことが必要となってきた。こうした大学間協力・連携が進めば、各私立大学における力を注ぐべき対象の「選択と集中」が進み、それはまた、各大学の個性化の伸長へとつながっていく。

こうした大学間協力・連携は、各地のコンソーシアムを中心とした単位互換をはじめとする教育面での連携・協力、地元地方自治体や企業等との連携・協力に基づいた社会人学生の掘り起こし、一般市民を対象とした公開講座の開設、各種調査研究事業、並びに情報発信事業にかかる連携・協力等が顕著である。今後も教職員や学生、施設・設備、知的財産等を媒介とした協力・連携はさらなる進展を遂げるであろう。

今後は、そうしたコンソーシアムによる協力・連携とともに、個々の大学間協力・連携がさらに進み、入学前教育、特定科目の開発、編入学、ダブル（デュアル）ディグリーの授与にかかる連携・協力、遠隔教育システムを活用した単位互換、教育コンテンツ、女子高等教育機関における伝統的な教育分野を越えた分野（社会科学系、理工学系、医歯科系）の開発、学生のインターンシップや企業からの教員派遣、教職課程、免許、資格取得講座等の教学面、教職員の交流（とくに非常勤講師）、図書館業務、教職員研修開発プログラム、FD等の人事面、理工科系実習棟・図書館・博物館・資料館・スポーツ施設・学生寮の共有、資産運用、学校債の発行、収益事業会社経営、物品の共同購入、業務ソフト開発、廃棄物処理等の環境保全事業、地域文化・スポーツ振興事業、知的財産問題、学生ボランティア等の施設設備や財政面での協力・連携が進んでいくと思われる。

なお、大学院設置基準では、第7条の2において「大学院には、二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科を置くことができる。」として、いわゆる連合大学院にかかる規定が設けられている。これは、複数の大学の関連学部を実質的な基礎として、当該修士課程の連携による博士後期課程のみの独立研究科を設置し、参加する各々の大学が蓄積している実績を生かし、当該大学の連合による層の厚い教員組織を整えることにより、一大学のみでは期待しがたい分野を相互に補いつつ、幅の広い、かつ、水準の高い教育研究を実践することを趣旨とした制度である。教育研究体制の編成は、複数大学の中から、中心となる一大学を基幹大学、他の数大学を参加大学として、基幹大学に連合大学院を設置し、教員組織は、専攻の教育研究内容に応じて必要な教員（併任または兼任）を充て、既設講座の枠にとらわれず、連合講座（大講座）を組織することとされている。また、その教育研究指導方法は、学生は基幹大学または参加大学の教員の中から主指導教員を選び、主として主指導教員の所属する大学で研究指導を受け、学生が特定の分野に偏ることのないよう十分なガイダンスを行うこととされている。しかし、

文部科学省大学振興課調べ（平成17年2月）によれば、この連合大学院構想が実際に進められているのは、基幹大学・研究科数わずか11大学14研究科（国立10大学11研究科、私立1大学3研究科）にしか過ぎず、その実効性があがっているとはいいがたい状況にある。

一大学のみでは期待しがたい分野を相互に補いつつ、幅の広い、かつ、水準の高い教育研究を実践することを趣旨とした制度であるにもかかわらず、その実効性があがっているとはいいがたい状況にあるのは、当該学位を基幹大学からしか授与できないという制度上の弊害が大きく影響しているといえよう。本制度の趣旨や目的を達成するためにも、本制度を積極的に活用できるような環境整備が必要不可欠であり、その意味では、学位の授与については、連合する複数の大学名を併記した学位を授与できるようにする制度改革が求められる。

こうした大学間協力・連携は、これまで見られがちであった学習者へのサービスの閉鎖性を打破するとともに、個々の大学の「人財」の選択と集中へつながり、外部資源の積極的な導入による学内機関の活性化と質の向上へとつながっていく。

なお、本委員会では、平成13年度来、学校法人の経営困難回避とリスク・マネジメントにかかる提言を重ねてきた。私立大学法人（学校法人）の経営破綻が現実化した今、経営破綻に陥った私立大学法人（学校法人）の学生救済については、私立大学法人（学校法人）間はもちろん、国公立大学法人も含めた連携・協力体制の構築が必要である。これはあくまでも学生の救済のための大学間連携・協力であり、護送船団方式の維持ではないことを付言しておきたい。

## 2. 私立大学版「環境報告書」作成の意義

私立大学法人（学校法人）の存在意義は、教育研究活動を通じた有為な人材の輩出と知的生産活動を通じた社会貢献にある。今後、各私立大学法人（学校法人）における情報開示が進み、だれもが等しく教育研究にかかる情報の入手が可能になった後には、私立大学法人（学校法人）がいかなる社会貢献を果たしているかへの関心もこれまで以上に高まるであろう。今後も学生が、自らが学ぶ大学に誇りを持ち、社会からの尊敬を集める大学であり続けるためには、人間生活の根幹となる環境問題への取り組みが学生や社会からの評価の大きな要素となる。

わが国は、今年2月に批准された地球温暖化防止（CO<sub>2</sub>削減）に関する京都議定書策定会議の議長国であり、「学術の研究及び教育の最高機関」である大学はその範を示す重要な責務を負っている。

私立大学法人（学校法人）関係者には、私立大学が上記で述べたように極めて高い公共性を有し、国、地方公共団体と同様の社会的責務を担っているとの自覚に基づいた、より一層の社会貢献活動の展開が求められている。

周知の通り、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律〔平成16年法律第77号〕」（以下「環境配慮促進法」という。）が平成17年4月1日に施行され、国、地方公共団体とともに特定

事業者についても、事業年度または営業年度ごとに環境報告書を作成し、これを公表することが義務づけられた（第9条第1項）。

環境配慮促進法は、事業活動にかかる環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにし、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動にかかる環境保全についての配慮が適切になされることを確保することを目的とした法律である。

第9条に定める特定事業者とは、第2条第4項の規定に基づき、特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金または補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務または事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいうとされている。そして「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第2条第4項の法人を定める政令」では、特定事業者として25の独立行政法人及び五つの特殊機関に、61の国立大学法人を加えた91事業者を対象とする旨を定めている。

このように、環境配慮促進法では、環境報告書の作成、公表義務は、理工科系学部等を設置する国立大学法人をはじめとする特定事業者に限定され、私立大学法人（学校法人）は対象とされていない（ちなみに、エネルギーの使用の合理化に関する法律では対象とされている。）が、東京・大阪・名古屋の証券取引所1部及び2部上場及び従業員500人以上の非上場会社の「環境配慮等の状況の公表に努める」「記載事項等に留意して環境報告書を作成すること等により、作成した環境報告書等の信頼性を高めるように努める」との努力目標が規定されていること、環境報告書は、「事業者が社会に対して自ら開いた窓」「事業者とさまざまな利害関係者との間のコミュニケーション手段としての重要な役割」とも位置づけられていることを考慮すれば、極めて高い公共性を有する私立大学法人（学校法人）がこれを積極的に作成、公表することを通じて、その社会的責務を果たしていくことは、教育研究活動に対する社会のより一層の理解を得るためにも必要不可欠なことであると考えられる。

なお、環境報告書は、環境配慮促進法第2条第4項において「特定事業者その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮などの状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書」と定義されており、具体的な記載事項等については、第8条において、慣行その他の事情を勘案しつつ、主務大臣が定めるとするとともに、主務大臣は、事業者、学識経験者等による協議会等の意見を聴いて、環境報告書の記載事項等を定めるとされており、「環境報告書の記載事項等」は別紙の通りである。

私立大学法人（学校法人）は、自らの公共性・公益性や社会的責務の大きさ、さらに地域社会の理解、協力を得てその持続可能性を高めしていく必要性からも、環境報告書の作成、公表に積極的に取り組んでいく必要がある。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第八条第一項の規定に基づき、環境報告書の記載事項等を次のように定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十七年三月三十日

内閣総理大臣	小泉純一郎
総務大臣	麻生 太郎
財務大臣	谷垣 禎一
文部科学大臣	中山 成彬
厚生労働大臣	尾辻 秀久
農林水産大臣	島村 宜伸
経済産業大臣	中川 昭一
国土交通大臣	北側 一雄
環境大臣	小池百合子

### 環境報告書の記載事項等

#### 第一 趣旨

この記載事項等は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法を定めるものとする。

#### 第二 環境報告書の記載事項等

##### 一 事業活動に係る環境配慮の方針等

環境報告書には、事業者（法人であるときは、その代表者）の緒言及び事業活動に係る環境配慮についての方針又は基本理念を記載し、又は記録するものとする。

##### 二 主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境報告書には、主要な事業内容及び事業所並びにその記載又は記録の対象とする事業年度又は営業年度及び組織の範囲を記載し、又は記録するものとする。

##### 三 事業活動に係る環境配慮の計画

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標及び当該目標を達成するために行う取組を定めた計画を記載し、又は記録するものとする。当該計画の記載又は記録に当たっては、数値を用いることが望ましい。

##### 四 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組に係る体制及びその運営方法を記載し、又は記録するものとする。

##### 五 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組の状況及び事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの程度を示す数値を記載し、又は記録するものとする。事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの決定は、事業者が当該環境への負荷の程度及び環境報告書の利用者にとっての有用性の程度を考慮して行うものとする。

##### 六 製品等に係る環境配慮の情報

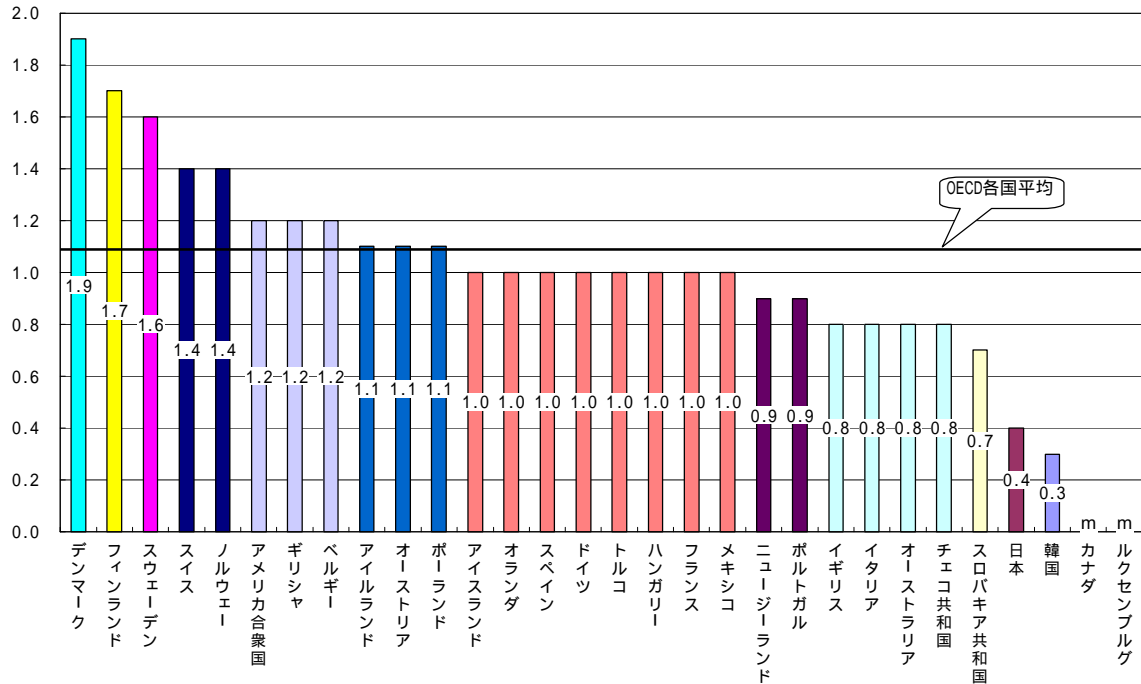
環境報告書には、事業者が環境への負荷の低減に資する製品その他の物の製造等又は役務の提供を行ったときは、当該製品その他の物又は役務に係る環境への負荷の低減に関する情報を記載し、又は記録することが望ましい。

##### 七 その他

環境報告書には、環境関係法令に基づく規制について行った対応、その利用者等との間において行った意見交換等の概要を記載し、又は記録することが望ましい。

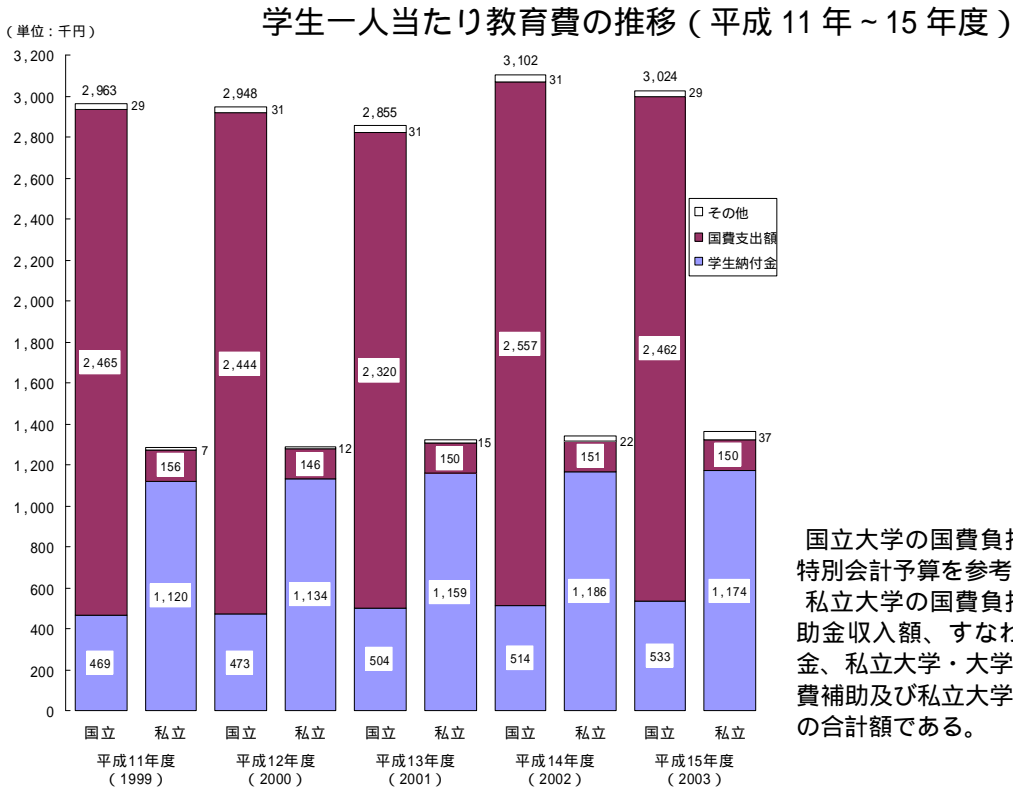
# 基礎データ

## 1. 高等教育に対する公財政支出の対GDP比率



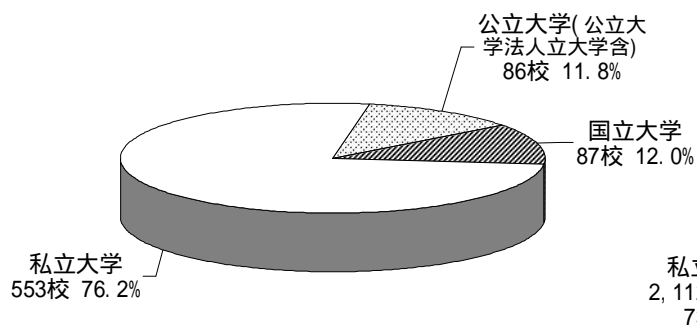
カナダ、ルクセンブルグはデータが不明  
 【図表でみる教育OECDインディケータ 2005年度版より作成】

## 2. 国立大学と私立大学との間の学生一人当たりの国費負担格差

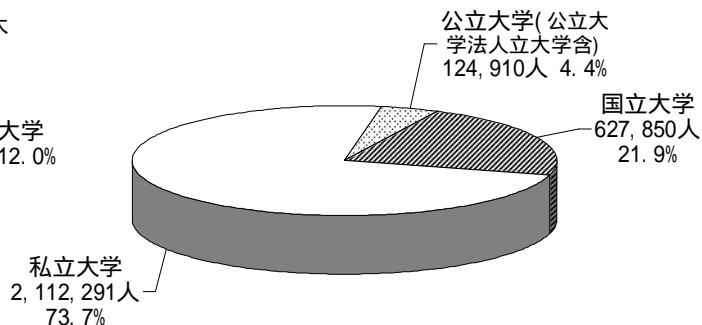


### 3. 大学数・学生数の比率

大学の設置者別学校数



大学の設置者別学生数



「学校数」及び「学生数」には短期大学を含まない。

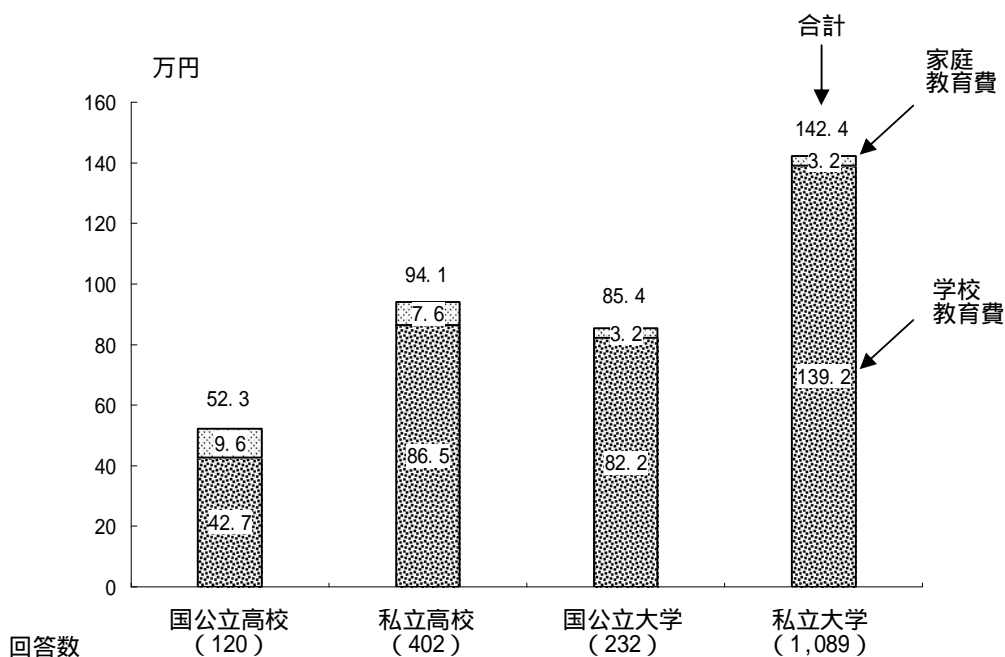
「学校数」には、学生募集停止の学校も正規の廃止手続が完了しない限り含む。

「学生数」には、大学については学部学生のほか大学院学生、専攻科・別科の学生及び聴講生・選科生・研究生等を含む。

【文部科学省HP 平成17年度学校基本調査より作成】

### 4. 国民生活金融公庫総合研究所「家計における教育費負担の実態調査」

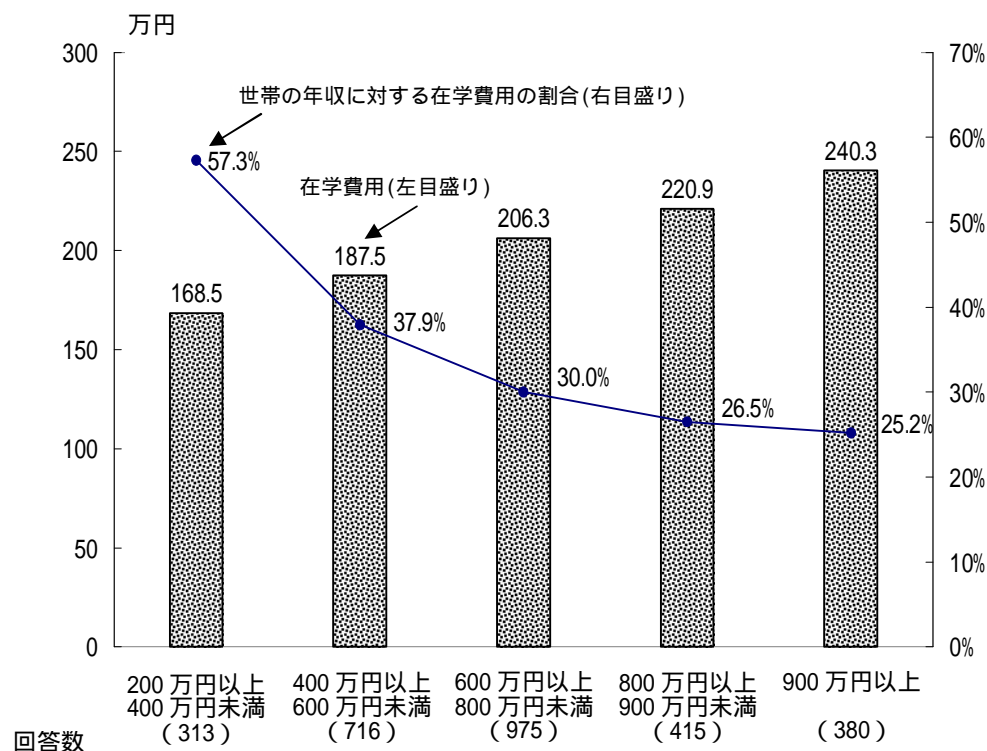
国公立・私立別にみた在学費用（子供1人当たりの費用）



在学費用：学校教育費(授業料、通学費、教科書代など)家庭教育費(塾の月謝、おけいごとの費用など)  
在学費用は、17年度における見込額である。



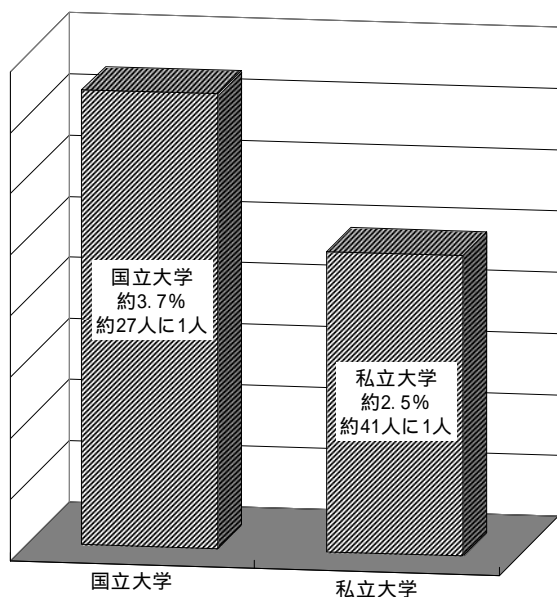
## 年収階級別にみた世帯の在学費用と世帯の年収に対する在学費用の割合



在学費用：学校教育費(授業料、通学費、教科書代など)家庭教育費(塾の月謝、おけいこごとの費用など)  
小学校以上に在学中の子供全員にかかる在学費用と、その年収に対する割合である。

【国民生活金融公庫総合研究所平成17年度家計における教育費負担の実態調査結果より】

## 5. 日本学生支援機構の奨学生採用率



### 第1種奨学金採用(受給)率の国私比較

	学生数(人) (A)	第1種(人) (B)	(B)/(A)
国立大学	459,496	17,092	3.7%
公立大学	105,176	5,368	5.1%
私立大学	1,941,251	47,750	2.5%
計	2,505,923	70,210	

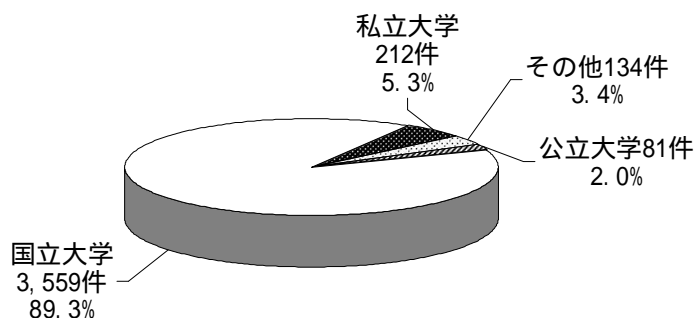
「学生数」は文部科学省平成16年度学校基本調査による。  
「学生数」は大学における学部学生数のみであり、大学院学生、専攻科・別科の学生及び聴講生・選科生・研究生等を含まない。また、短期大学の学生数を含まない。

【平成17年度日本私立大学連盟調査委員会奨学金等に関する調査のまとめより作成】

## 6. 日本学術振興会特別研究員

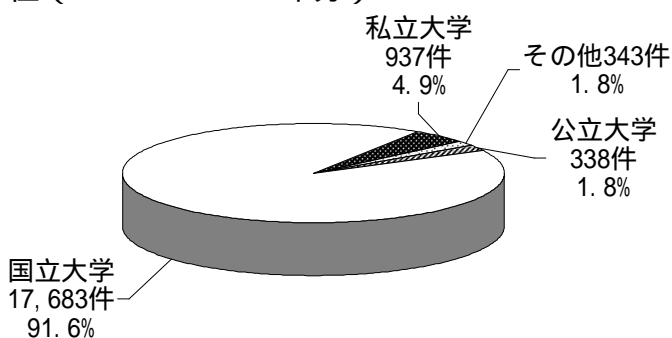
特別研究員奨励費上位 30 位 (2003 年度)

種別	件数	比率	金額(千円)	比率
国立	3,559	89.3%	3,526,450	89.2%
公立	81	2.0%	76,800	1.9%
私立	212	5.3%	197,600	5.0%
その他	134	3.4%	150,400	3.8%
合計	3,986	100.0%	3,951,250	100.0%



特別研究員奨励費上位 30 位 (1998 ~ 2002 5 年分)

種別	件数	比率	金額(千円)	比率
国立	17,683	91.6%	17,357,930	91.7%
公立	338	1.8%	323,700	1.7%
私立	937	4.9%	864,900	4.6%
その他	343	1.8%	384,800	2.0%
合計	19,301	100.0%	18,931,330	100.0%



【国立情報学研究所 科学研究費補助金採択研究課題数による大学の研究活性度の調査研究より作成】

## 7. 文部科学省大学振興課調べ 連合大学院設立状況

国立

大学名	研究科名	参加大学
岩手大学	連合農学研究科	帯広畜産大学、弘前大学、山形大学
東京学芸大学	連合学校教育学研究科	埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学
東京農工大学	連合農学研究科	茨城大学、宇都宮大学
岐阜大学	連合農学研究科	静岡大学
	連合獣医学研究科	帯広畜産大学、岩手大学、東京農工大学
兵庫教育大学	連合学校教育学研究科	上越教育大学、岡山大学、鳴門教育大学
鳥取大学	連合農学研究科	島根大学、山口大学
山口大学	連合獣医学研究科	鳥取大学、宮崎大学、鹿児島大学
香川大学	香川大学・愛媛大学連合法務研究科	愛媛大学
愛媛大学	連合農学研究科	香川大学、高知大学
鹿児島大学	連合農学研究科	佐賀大学、宮崎大学、琉球大学
10 大学	11 研究科	

私立

大学名	研究科名	参加大学
東海大学	理工学研究科	九州東海大学、 北海道東海大学
	地球環境科学研究科	
	生物科学研究科	
1 大学	3 研究科	

【文部科学省大学振興課調べ(平成 17 年 2 月)】

## 用語解説

	用語	趣旨・意味	出典
P 1	国立大学法人	<p>2003（平成15）年制定の国立大学法人法により、国立大学を設置することを目的として設立される法人。国立大学設置法（03年廃止）により定められていた国立大学が04年4月から大学ごとに法人化したもの。</p> <p>制度の概要としては、「大学ごとに法人化」することによる自律的な運営の確保、「民間的発想」のマネジメント手法の導入、「学外者の参画」による運営システムの制度化、「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行、「第三者評価」の導入による事後チェック方式への移行があげられている。</p>	<p>三省堂 デイリー新語辞典</p> <p>文部科学省HP  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/04093001/006.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/04093001/006.htm</a></p>
P 1	公立大学法人	<p>「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する」とする行政改革大綱（2000〔平成12〕年12月閣議決定）、各地方公共団体等における大学改革への取り組みを制度創設の背景として、地方公共団体の選択による公立大学の法人化が可能、「国立大学法人」の制度設計にならない、必要な特例を規定、具体的な法人の組織運営等は、地方公共団体の裁量に委ねる弾力的な制度設計、法人の設立は、議会の議決を経て定款を「総務大臣及び文部科学大臣」が認可をポイントとする「公立大学法人制度」を2003（平成15）年7月成立の地方独立行政法人法において創設（2004〔平成16〕年4月1日施行）。</p>	<p>文部科学省HP  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/04093001/006.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/04093001/006.htm</a></p>
P 1	イコール・フッティング	<p>競争を行う際の諸条件を平等にすること。例えば、同一産業の中のある企業だけに認められた優遇措置を廃止するなど。</p> <p>適切・平等な競争条件のこと。</p>	<p>三省堂 大辞林</p> <p>経済財政諮問会議HP  <a href="http://www.keizai-shimon.go.jp/explain/term/01.html#a_01">http://www.keizai-shimon.go.jp/explain/term/01.html#a_01</a></p>
P 2	科学技術基本計画	<p>1995（平成7）年11月に策定された科学技術基本法の規定に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後10年程度を見通した平成13年度から5年間の科学技術政策を具体化するものとして策定された基本計画（第2期）のこと（2001〔平成13〕年3月30日閣議決定）。現在、第3期科学技術基本計画策定に向け協議中。</p>	<p>経済財政諮問会議HP等  <a href="http://www.keizai-shimon.go.jp/explain/term/01.html#ka-03">http://www.keizai-shimon.go.jp/explain/term/01.html#ka-03</a></p>
P 2	科学技術・学術審議会	<p>中央省庁等改革の一環として、科学技術・学術関係の6審議会（海洋開発審議会、航空・電子等技術審議会、資源調査会、技術士審議会、学術審議会、測地学審議会）の機能を整理・統合し、2005（平成13）年1月6日付で文部科学省に設置。</p>	<p>文部科学省HP  <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu0/index.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu0/index.htm</a></p>
P 4	評価制度	<p>1991（平成3）年の大学設置基準の改正により、大学の自己点検・評価が努力義務化され、1999（平成11）年の大学設置基準の改正により、自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化されるとともに、その結果を学外者が検証することが努力義務化された。2006（平成14）年の学校教育法の改正により、自己点検・評価の実施と結果の公表にかかる規定が法律上明示された（施行は平成16年度から）。</p> <p>また、学校教育法の改正により、大学はその水準の維持</p>	<p>文部科学省HP  <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo4/gijiroku/001/03062701/002/024.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo4/gijiroku/001/03062701/002/024.pdf</a></p> <p>首相官邸HP</p>

		向上のため、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を定期的に受けることが平成16年度から義務づけられた。	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/komon/dai6/6siryou7.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/komon/dai6/6siryou7.pdf</a>
P 6	税制上の優遇措置	私立学校を設置する学校法人については、その公共性・公益性を考慮して、種々の税制上の特例措置が講じられている(例・法人税・事業税は収益事業から生ずる所得に対してのみ課税され、収益事業から生じた所得に対しても、法人税の税率は軽減税率が適用されている。また、学校法人が直接保育又は教育の用に供する不動産に関しては不動産取得税・固定資産税が非課税)。	文部科学省HP <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/zeisei.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/zeisei.htm</a>
P 8	構造改革特区	地域を限定して特定分野の規制を総合的に緩和・撤廃し、経済の活性化を図る制度。構造改革の推進策の一つで、経済財政諮問会議などが提唱。2002(平成14)年7月に推進組織として首相を本部長とする構造改革特区推進本部が設置された。地方公共団体などの自発的な提案に基づく規制の特例措置を設ける試みで、地域間の競争促進効果も期待されている。構造改革特別区域(2002[平成14]年12月に特区の概要を定めた構造改革特別区域法が制定され、2003[平成15]年4月より各自治体の特区申請の受付が開始された)。	三省堂 デイリー新語辞典
P 8	専門職大学院 / 専門職大学院設置基準	高度で専門的な職業能力を有する人材の養成機関。2002(平成14)年11月の学校教育法改正により創設が決定。研究者の養成を主眼としてきた従来の大学院とは異なり、各職業分野の特性に応じた実践的な教育を重視し、専門分野に精通した実務家を養成する。標準修業年限は2年。高い教育水準を維持するため、第三者機関による定期的な評価制度も導入された。2003(平成15)年から開設。 専門職大学院設置基準は、専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準を定めた省令。	三省堂 デイリー新語辞典等
P 9	教員免許課程認定審査基準	大学において教職を志す学生が、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教諭並びに養護教諭及び栄養教諭の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法別表第1(小・中・高等学校、盲・聾・養護学校、幼稚園の教諭)または、別表第2(養護教諭)または別表第2の2(栄養教諭)の規定により、所定の基礎資格を備え、かつ、「教科に関する科目」「教職に関する科目」等の科目区分に従い、所定の単位を修得する必要がある。 この場合、大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(別表第1備考第5号イ)。 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるに当たっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき実施されている(別表第1備考第5号イ、教育職員免許法施行令)。大学の課程の審査は、同審議会初等中等教育分科会教員養成部会の付託を受けた課程認定委員会で行っている(初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第2条第1項)。 課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、教員養成部会決定である「教員免許課程認定審査基準」(2001[平成13]年7月決定)及び課程	

		認定審査委員会決定「課程認定審査の確認事項」(2001[平成13]年7月決定)による。	
P 9	小学校教員資格認定試験制度	<p>広く一般社会人から学校教育へ招致するにふさわしい人材を求めるため、職業生活や自己研修などにより教員として必要な資質、能力を身につけ、教員資格認定試験に合格した者には、教諭の資格が与えられる。</p> <p>小学校教員資格認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などの小学校教員養成のコースを卒業して小学校教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものであり、この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、小学校教諭の二種免許状が授与される。</p>	<p>文部科学省HP  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nitei/05052401/003.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nitei/05052401/003.htm</a></p>
P 9	中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会	<p>中央省庁等改革の一環として、旧文部省の複数の審議会が中央教育審議会に統合され、初等中等教育分野については、初等中等教育分科会にその機能が集約された。教員養成部会は、旧教育職員養成審議会の機能を引き継ぐものとして、初等中等教育分科会の下に設置された。</p> <p>所掌事務は、教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項の調査審議、教育職員免許状(昭和二十四年法律第百四十七号)の規定に基づく中央教育審議会の権限に属させられた事項の処理に当たる。</p>	<p>文部科学省HP  <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gaiyou/04051801.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gaiyou/04051801.htm</a></p>
P11	エクステンション(センター)	<p>大学で学生や社会人を対象に、資格取得支援や生涯学習のための各種講座などを提供する組織。“extension”=拡張、開放。</p>	<p>三省堂 デイリー新語辞典等</p>
P13	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	<p>短時間労働者(一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者[当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者]にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者)の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう)がわが国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする法律。</p>	
P13	有期労働契約の締結及び更新・雇止めに関する基準	<p>有期契約労働者について適切な労働条件を確保するとともに、有期労働契約が労使双方にとって良好な雇用形態として活用されるようにするためには、有期労働契約の締結、更新及び雇止めの際に発生するトラブルを防止し、その迅速な解決が図られるようにすることが必要であるとして、厚生労働大臣が定める基準(平成15年厚生労働省告示)。行政官庁は、当該基準に関し、必要な助言及び指導を行うことができる。</p>	
P17	ファンディング・システム	<p>財政支出の仕組み。例えば、国立大学に対する運営費交付金制度、私立学校に対する経常費補助金制度、学生に対する奨学金制度等が含まれる。</p>	<p>文部科学省HP  <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101/010.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101/010.htm</a></p>
P17	外部性(外部効果・外部経済効果)	<p>各経済主体の行動が市場を経ずに他に直接影響を及ぼしあうこと。外部経済と外部不経済を合わせていう語。</p>	<p>三省堂 大辞林</p>

P 18	ポストドクター	博士号は取得したが、正規の研究職または教育職についていない者。	三省堂 デイリー新語辞典
P 20	21世紀COEプログラム	第三者評価による競争原理の導入により、国公立大学を通じて世界的な研究・教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する文部科学省の事業。「大学の構造改革の方針」(2001 [平成13]年6月)に基づき、2004(平成14)年度から実施。	文部科学省HP <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101/010.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101/010.htm</a>
P 20	特色ある大学教育支援プログラム	大学教育の改善に資するさまざまな取り組みの中から、国公立を通じた競争的環境の下で特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供していく文部科学省の事業(通称:特色GP)。2003(平成15)年度から実施。	文部科学省HP <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101/010.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101/010.htm</a>
P 22	コンソーシアム	組合、連合の意。大規模開発事業の推進や大量な資金需要に対応するため、国際的に銀行や企業が参加して形成する借款団や融資団。	三省堂「デイリー新語辞典」
P 23	インターンシップ	学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行うこと。	文部科学省HP <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101/010.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101/010.htm</a>
P 23	FD	ファカルティ・ディベロップメント。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組みの総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などをあげることができる。	文部科学省HP <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101/010.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101/010.htm</a>
P 24	護送船団方式	弱小金融機関に足並みを揃え、過度の競争を避けて、金融機関全体の存続と利益を実質的に保証した、戦後日本の金融行政のこと(船団を護衛するとき、最も速力の遅い船に合わせて航行することからいう)。	三省堂 デイリー新語辞典
P 24	京都議定書	1997(平成9)年の気候変動枠組み条約第3回締約国会議で採択された、二酸化炭素などの温暖化ガス排出量の削減計画。2008(平成20)年から2012(平成24)年の5年間で、先進国の温暖化ガス平均排出量を、1990(平成12)年比で5.2%削減することを取り決め、柔軟性メカニズムが採用された(2005 [平成17]年2月発効)。	三省堂 デイリー新語辞典
P 24	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	環境を保全しつつ健全な経済の発展を図るうえで事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動にかかる環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律。	環境省HP <a href="http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html">http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html</a>

## 経 営 委 員 会

担当理事	はっ 八	た 田	えい 英	じ 二	同志社	大学長
委員長	た 田	なか なか	かず かず	あき あき	拓殖大学	政経学部教授
委員	かわ 河	い い	のぶ のぶ	たか たか	同志社	経済学部教授
	なが 長	おか おか		いさお いさお	順天堂	医学部教授
	にし 西	の の	よし よし	お お	関東学院	常務理事
	し 清	みず みず	まさ まさ	ひこ ひこ	慶應義塾	経済学部教授・前常任理事（平成17年6月辞任）
	く 工	どう どう	のり のり	かず かず	慶應義塾	常任理事（平成17年6月就任）
	さわ 澤	き き	かつ かつ	しげ しげ	南山学園	常務理事
	わか 若	ばやし ばやし	ひろ ひろ	お お	立命館	常務理事
	た 田	やま やま	てる てる	あき あき	早稲田大学	副総長・常任理事